

# 台東区 景観計画

令和8年3月

概要版

# 第1章 景観形成の考え方

## 1 目標像

大切な景観を保全しながら、新たな魅力的な景観を育むとともに、区民にとっては生活に密着したものとして、また、来訪者にはかけがえのない景観として愛しんでいただくことを趣旨として、台東区の景観まちづくりの基本的な目標を右の通り掲げます。

### 「思い出を守り、思い出を生み出す」

- ～ 台東区の優れた景観を守ります ～
- ～ 台東区らしい新たな景観を創出します ～
- ～ 新旧調和のとれた景観を育みます ～

## 2 景観形成の基本理念及び基本方針

台東区における景観づくりの流れを汲みつつ、都市計画マスタープランとの整合性を図るため、改めて基本理念及び基本方針の内容を整理し、新たに5つの基本理念を柱とする景観形成の考え方を、以下のように定めます。

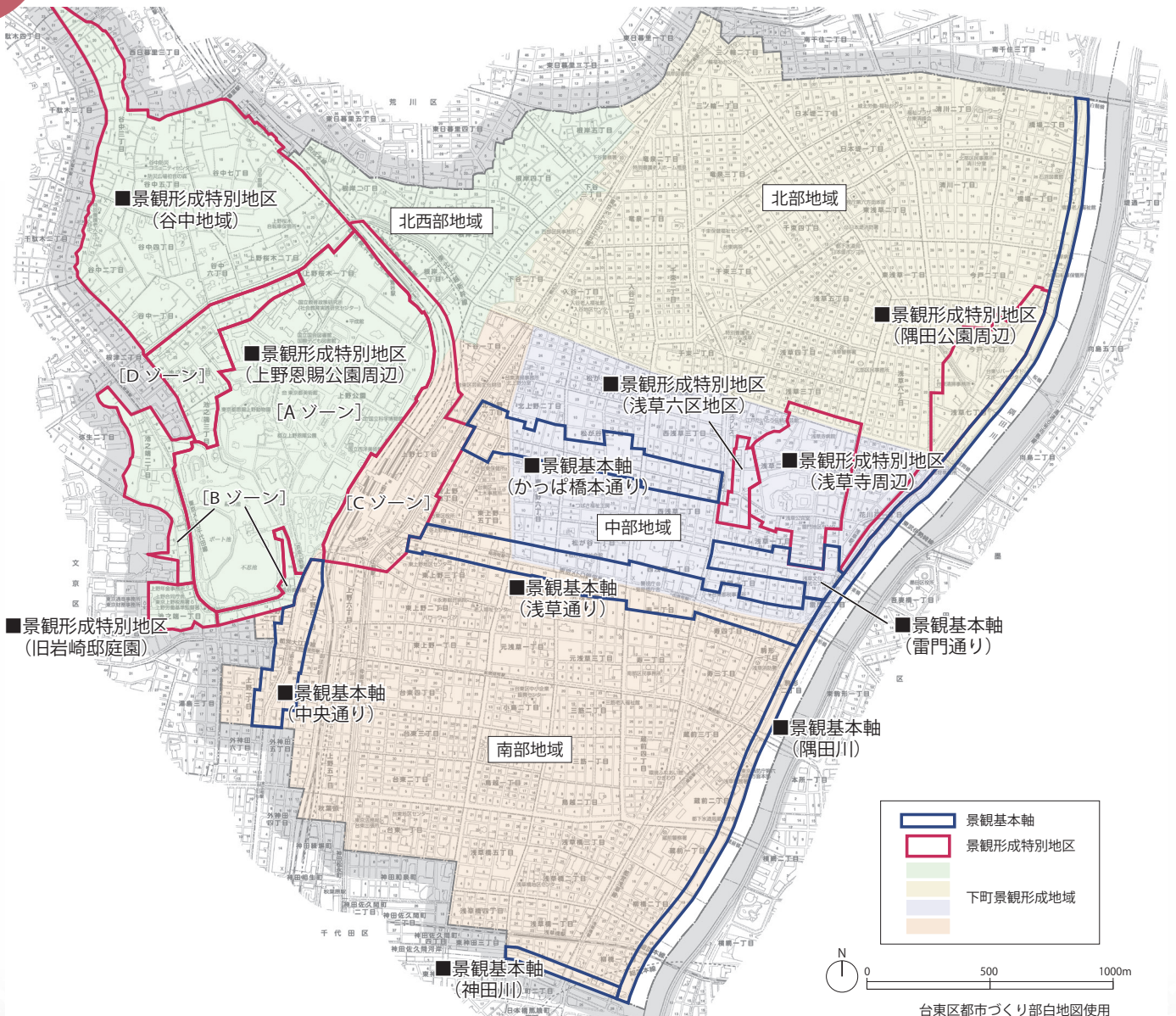
基本理念	基本方針
<b>基本理念1</b> まちの成り立ちを継承し、人々の営みを表現する景観づくり	1-① 生活や生業の情景・美しさを大切にした景観形成 1-② 地域に息づく歴史や風情を感じる景観形成
<b>基本理念2</b> 交流と賑わいを創出する景観づくり	2-① 商店街の個性を活かした景観形成 2-② 国際観光都市としての魅力ある景観形成 2-③ 祭りや行事の舞台の景観形成
<b>基本理念3</b> 地形・みどり・水を守り、まちづくりに取り込む景観づくり	3-① 変化ある地形や水辺空間を守り、活かす景観形成 3-② 魅力を高める多様なみどりの保全・創出
<b>基本理念4</b> 地域の特徴を活かした景観づくり	4-① 特徴的な通りの景観形成 4-② 由緒ある歴史・文化資源にふさわしい景観形成
<b>基本理念5</b> 景観まちづくりの推進	5-① 総合的な計画制度体系による推進 5-② 区民等・事業者と協働した景観まちづくりの推進 5-③ 庁内、関連機関との連携

### 3 景観施策の展開

景観形成の基本理念及び基本方針を踏まえ、以下の取り組みを展開します。

- (1) 台東区全域を対象とした景観誘導
- (2) 台東区の個性をきわだたせる景観形成
  - ① 台東区の景観を特徴づけている軸を活かした景観形成（景観基本軸）
  - ② 台東区の個性を高める地域での先行的な景観形成（景観形成特別地区）
  - ③ 豊富で多種多様な歴史的・文化的な景観資源の保全・活用による景観形成
  - ④ 地域特性に応じた魅力ある夜間景観の形成
- (3) 公共施設整備と連携した景観形成
  - ① 景観重要公共施設の指定    ② 公共事業における先導的な景観形成
- (4) 景観施策推進の体制    ① 景観計画等の運用体制    ② 関係機関等との連携体制
- (5) 区民等・事業者と台東区の協働による景観づくり

### 4 景観形成の地域区分



台東区都市づくり部白地図使用

# 第2章 景観誘導の仕組み

## 1 景観形成の基本的な考え方

東京都景観計画に位置づけられた景観基本軸や景観形成特別地区での取り組みを継承するとともに、台東区の景観形成上、重要な区域や通り等を「重点地区」として位置づけ、地域固有の景観特性に応じた景観づくりを進めます。

景観形成基準は「台東区景観計画」本編をご参照ください

## 2 景観形成の方針と基準（行為の制限）

### （1）景観基本軸

地区	景観形成の目標	景観形成方針
隅田川	水辺の開放感の確保や歴史を感じさせるまちなみの創出を図り、賑わいの文化と調和した隅田川らしい景観の形成を図ります。	①隅田川と調和したまちなみ景観の形成 ②歴史的・文化的な資源を活かした景観形成 ③隅田川に顔を向けた景観形成
神田川	江戸情緒漂う歴史的なまちなみや特徴ある浅草橋や柳橋等の橋梁、豊かな文化的景観資源を活かしながら、東京の象徴にふさわしい河川景観の形成を図ります。	①神田川と調和したまちなみ景観の形成 ②歴史的・文化的な資源を活かした景観形成 ③水とみどりの潤いあるまちなみ形成
浅草通り	上野と浅草をつなぐ重要な軸として、歩いて楽しいまちなみの創出を図ります。	①賑わいと風格ある沿道景観の形成 ②みどりの連続性を感じる潤いある沿道景観の形成 ③歴史的・文化的な資源を活かした景観形成
雷門通り	浅草寺の門前町としての特徴や、浅草観光の名所である雷門や神谷パーなどの景観資源や地域性を活かしながら、区を代表する通りにふさわしい都市景観を形成します。	①浅草の歴史的・文化的な資源を活かした景観形成 ②区を代表する通りにふさわしい景観形成 ③歩いて楽しい景観づくり
かっぱ橋本通り	かっぱ橋道具街などの特徴のある商店街が隣接し、回遊性が期待できる通りを活かし、歩いて楽しいまちなみの創出を図ります。	①歴史的・文化的な資源や商店街の個性を活かした景観形成 ②まちなみに表情が感じられる景観形成 ③シンボルとなる通りの景観形成
中央通り	アメ横やジュエリータウンなど個性豊かな商業エリアにつながる区内屈指の目抜き通りであり、楽しく回遊でき、みどり豊かで潤いのある都市景観を形成します。	①賑わいと風格のある沿道景観の形成 ②アイ・ストップとなる上野の森を意識した一体感のある景観形成 ③主要な街角での通りの魅力を高める景観形成

## (2) 景観形成特別地区

地区		景観形成の目標	景観形成方針
上野恩賜公園周辺	Aゾーン	水とみどり豊かな文化の杜としての風格を持ち、さまざまな蓄積された資源を活かしながら、多くの人に親しまれる魅力ある空間を形成します。	①上野恩賜公園周辺の歴史資源や文化・芸術資源と一体となった風格ある景観形成 ②眺めに配慮した景観形成 ③シンボルとなる景観資源を活かした景観形成
	Bゾーン	不忍池が持つ開放感や潤いあふれる景観と調和したまちなみを形成します。	①不忍池からの見え方に配慮した景観形成 ②水とみどりを活かした景観形成
	Cゾーン	東京の北の玄関口としての役割を担う上野駅にふさわしい風格や賑わいを形成するとともに、駅利用者の心に残る景観を形成します。	①上野駅周辺や上野恩賜公園内からの見え方に配慮した景観形成 ②世界文化遺産のあるまちにふさわしい風格のある景観形成
	Dゾーン	さまざまな蓄積された景観資源を活かしながら、多くの人に親しまれる魅力ある空間を形成します。	①上野恩賜公園のみどりと一体になった潤いのある景観形成 ②歴史的・文化的資源を活かした景観形成
旧岩崎邸庭園		明るい芝庭、壮麗な洋館と書院造の和館による特徴ある景観を活かし、歴史的・文化的な価値を有する景観を次世代に継承します。	①庭園内からの眺めを阻害しない周辺景観の誘導 ②庭園の魅力を活かした景観形成
隅田公園周辺		心地良く過ごせるまちなみの創出を図り、みどり豊かで潤いのある景観を形成します。	①隅田公園と調和した景観形成 ②歴史的・文化的資源を活かした景観形成 ③居心地の良い景観形成
浅草寺周辺		地域性やさまざまな時代の歴史的層性を活かしながら、日本を代表する国際観光都市にふさわしいまちなみを形成します。	①歴史的・文化的資源を活かした景観形成 ②通りや界隈の個性を活かした、賑わいのある景観形成 ③みどりを感じられる景観形成
浅草六区地区		娯楽の中心地としての歴史を踏まえ、浅草の魅力と賑わいを創出する興行街の再生を目指した景観を形成します。	①地区の歴史と文化を継承した景観形成 ②賑わいを演出し、快適に歩ける通りの景観形成 ③街角等の魅力を高める景観形成
谷中地域		地形の変化や昔ながらのまちなみを活かし、上野の森や谷中霊園のみどりとの連続性を確保しつつ、空の広がりや潤いを感じられる景観を形成します。	①落ち着きを感じられる景観形成 ②潤いのあるまちなみ形成 ③歴史的・文化的資源を継承したまちなみ形成

### 3 建築物等における色彩の基準

建築物や工作物(以下「建築物等」という。)の色彩は、地域の景観を構成する大切な要素であり、景観形成にあたっては、色彩についても十分な配慮が必要となります。建築物等の色彩について、周辺との調和を図るため、以下のように色彩方針及び色彩基準を設定します。

#### (1) 色彩計画の基本的な考え方

- ① 原色に近い高彩度の色彩を避け、空や樹木のみどり、土や石などの自然の色となじみやすい、暖色系で低彩度の色彩の使用を基本とします。
- ② まちなみに連続性や統一感が生まれるよう、外壁の基調色は、周辺の建築物等との色相やトーンを揃えた色を用います。
- ③ 外壁の基調色は、建築物の慣用色である5YRから5Yの色相の使用を基本とします。
- ④ 高層建築物等の規模の大きな建築物は、圧迫感や威圧感を軽減するよう、上層部に用いる色の色調、明度、彩度等を工夫します。
- ⑤ 外観に複数の色を使う場合は、色数が過多にならないように配慮するとともに、強調色やアクセント色について基本色とのコントラストが強くなり過ぎないように考慮して配色します。
- ⑥ アクセント色を使う場合は、建築物全体のバランスや周辺のまちなみとの調和を損なうことがないように、まちなみのスケール感や歩行者の目線にも配慮し、原則低層部で用います。
- ⑦ 建具や格子等も色彩基準の対象とします。

#### (2) 色彩方針と色彩基準

マンセル表色系に基づく色彩基準は、東京都景観計画に定める色彩基準を継承したものです。色彩基準の範囲内であっても、色の組み合わせや面積比、素材などによって大きく印象が変わるため、周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

また、色彩基準に加えて、以下の地区においては、色彩のあり方を定める「色彩方針」を設定します。

#### 【地区別色彩方針（抜粋）】

##### ■ 河川沿い（隅田川・神田川）

- 基本色は、隅田川の水面や神田川沿岸のみどりが映え周囲のまちなみと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。

##### ■ 特色ある通り沿い（景観基本軸を含む）

- 隣接する建築物や周辺のまちなみとの調和に配慮し、連続性やまとまり感のある色彩とします。
- 低層部の賑わいと中高層の落ち着いた両立を考慮した色彩計画とします。

##### ■ 上野恩賜公園周辺、隅田公園周辺、旧岩崎邸庭園

- 基本色については、豊かなみどりと調和するよう樹皮の色に近い色彩を用います。
- 色彩計画にあたっては、公園及び庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とします。また、公園や庭園からの眺めに対して、圧迫感を感じさせないように配慮します。

## 4 屋外広告物等の表示等の制限

屋外広告物等は、多くの人の目に触れる媒体として情報を伝える一方で、まちの景観に大きな影響を与える存在でもあるため、良好な景観形成を進める上で重要な要素の一つです。また、光・音・映像等を活用した広告物（映像広告物）の表示等も適切に誘導する必要があります。そこで、周辺環境と調和した屋外広告物等の表示等を誘導するため、以下のとおり定めます。

### (1) 表示等の制限の対象となる屋外広告物等

- ① 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項）
- ② 台東区景観条例施行規則第3条第2項に定める屋外広告物
- ③ 窓面の内側から屋外に向けて表示又は掲出された広告物（※）

※ 東京都屋外広告物条例の対象となりませんが、景観に与える影響が大きいことから、本計画において対象とします。

### (2) 景観計画区域内における屋外広告物等の表示等に関する景観形成基準（抜粋）

#### 1. 基本事項

- 東京都屋外広告物条例に該当する場合は、当該条例の基準に適合させる。
- 屋外広告物等は、地域特性等に配慮し、周辺と調和するものとする。
- 一つの建築物に表示等をする屋外広告物等は必要最小限度の数とする。
- 自動車や歩行者等の安全性や快適性を損ねないものとする。
- 窓面の内側から屋外に向けて広告物を表示又は掲出する場合、外壁等に設置する際と同様の配慮を行う。

※ 基本事項以外に、位置・規模、形態・意匠、色彩、照明、映像広告物に関する基準があります。

### (3) 重点地区における屋外広告物等の表示等に関する景観形成基準（抜粋）

重点地区（景観基本軸・景観形成特別地区）については、区内全域共通の景観形成基準に加え、各地区における景観形成基準を定めることにより、より地域のまちなみに調和した屋外広告物等の誘導を図ります。なお、重点地区に隣接する敷地であり、重点地区から視認できる場所に屋外広告物等を表示等する場合にも、同様の基準を適用します。

#### ■ 景観基本軸（河川）

- 対岸の道路や遊歩道等を通行する自動車や歩行者等から視認できる屋外広告物等は、原則設置しない。ただし、特段の配慮が図られている場合はこの限りでない。

#### ■ 景観基本軸（通り）

- 個性的な商店街や歴史的・文化的な資源等を尊重し、周辺との調和を十分に図る。
- 位置や規模、意匠等について、一定の調和性を持った屋外広告物等とし、通りの魅力を高める工夫を行う。

#### ■ 景観形成特別地区

- 各地区の景観特性や個性的な景観との調和を図る。
- 映像広告物の設置はできる限り控える。設置する場合は、周辺の資源等に特段の配慮を行う。

## 第3章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり

良好な景観形成に寄与している建造物等を景観資源として指定し発信することは、資源の景観的価値について区民、所有者、台東区の共通認識を深める事につながります。

また、台東区は祭りなどの地域の伝統文化や生活風景が景観を形成する重要な要素となっている場合も多く、これらの資源についても幅広く選定することが必要です。よって、景観法に基づく「景観重要建造物・樹木の指定制度」とともに、幅広い資源の指定が可能な制度として景観条例に基づく「景観形成資源・地域風情資源の選定制度」を活用し、景観資源の保全・活用を進めます。

## 第4章 公共空間からの景観づくり

道路、河川、公園の公共施設は、景観を構成している重要な要素であるとともに、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法に基づく、景観重要公共施設の制度を活用し、地域のまちづくり等と連携し、良好な景観に配慮した整備を行います。

## 第5章 景観協定の仕組みづくり

景観法に定める景観協定の締結制度と、その前段として身近に取り組める景観条例に基づく景観まちづくり協定の認定制度を活用し、景観協定の仕組みづくりを進めます。

## 第6章 景観形成の推進方策

台東区景観審議会、台東区景観審査委員会や台東区景観アドバイザーなどの専門組織、庁内の関係部署、東京都や隣接区との連携の強化を図り、景観施策を推進していきます。また、景観づくりの主体である区民等・事業者に対しては、台東区との協働による景観づくりを進めるため、啓発事業を実施するとともに、協定制度の活用や専門家派遣などの取り組みを行います。

詳しい内容については、「台東区景観計画」本編をご覧ください。



### 台東区景観計画【概要版】

令和8年3月発行（令和7年度登録 第95号）

台東区都市づくり部 都市計画課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号